

みなとが丘ふ頭公園品川区キャンプ場のご案内

目的

東京都立みなとが丘ふ頭公園内に品川区が青少年健全育成の一環として、野外活動や野外活動技術習得を目的に行う宿泊キャンプやデイキャンプを行うために設置したキャンプ場です。

利用団体の条件

- ・ 青少年育成団体（事前に品川区スポーツ推進課で利用団体登録必要）
 - ・ 上記以外で区長が特に認めた団体
- なお、未成年の青少年団体の利用については、必ず成人の引率者が必要です。
また、以下に掲げる団体については、品川区キャンプ場を利用することができません。

〈利用できない団体〉

- ・ 個人または家族による私的利用
- ・ 育成者・管理責任者がいない団体
- ・ 利用団体として未登録の団体
- ・ 未成年者のみの団体
- ・ 株式会社など営利目的で設立された団体
- ・ 過去における利用において利用規則を逸脱したと区長が判断した団体

利用日数・定員

- ・ 利用時間・利用単位は 1 泊 2 日を単位とします。午前 8 時から翌日午後 4 時まで
- ・ デイキャンプは午前 8 時から午後 4 時まで
- ・ 連続しての利用は 7 日間以内
- ・ 年末年始の期間は利用ができません。
- ・ 都立みなとが丘ふ頭公園においてイベント開催時は利用ができません。
- ・ 1 日 100 名定員で 2 団体まで

利用

利用料金はかかりません。（無料です。）

登録手続き

団体登録に必要な基準および必要書類は次のとおりです。

継続的かつ計画的青少年育成活動を目的として活動している団体とします。

- ・学校、町会自治会、公益団体、ボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会など

- ・団体登録申請書・会員名簿・会則などスポーツ推進課へ提出してください。

区内団体

- ・代表者が区内在住で青少年の3分の2以上が区民であること

区外団体

- ・上記以外の団体

利用手続き

- ・区内団体の利用は利用日の2ヶ月前の初日、区外団体の利用は利用日の1ヶ月前の初日（区役所閉庁日の場合は、月の最初の開庁日）から1週間前までの期間に、電話で仮申込み（団体名・団体番号・利用人数・責任者氏名・利用日時イン・アウト含む・使用する釜の数）をしてください。申し込みが重複した場合は申し込み順となります。

- ・利用日の1週間前～前日（区役所閉庁日を除く）までに所定の「利用申請書」・任意書式の「キャンプ等実施計画書」・「緊急時通報体制計画書」・「参加者への緊急連絡方法」をスポーツ推進課に提出し、同時に施設の鍵を受け取り、利用後は3日以内に「施設利用承認書・報告書」をスポーツ推進課へ提出し、鍵を同時に返却してください。

- ・利用終了後、チェックリストに基づいて、炊事場の灰や残飯等が適切に処理されているか・トイレ・かまど・炊事場・倉庫の電気が消えているか等、最後に各施設の確認を必ず行ってください。

資材

野外活動用の資材（まき・トイレットペーパー・洗剤・たわしなど消耗品）は、各団体でご用意ください。資材貸出倉庫内にある資材は自由にご利用できます

が、次に利用する団体のために、使用後は炊事場・倉庫の清掃・トイレ洗浄・用具等の整理整頓をきちんと行ってください。

注意事項

●禁止事項について

- ・このキャンプ場は、都立みなとが丘ふ頭公園内に品川区が設置した施設です。都立公園利用者の迷惑になる行為を行った団体は、以後の利用はできません。
- ・このキャンプ場は、青少年育成施設です。健全育成指導のため指導者等大人も禁酒・禁煙とします。
- ・炊事場所以外での炊飯活動および火気使用については禁止します。
- ・キャンプ場内でのキャンプファイヤー、花火はできません。

●利用開始時について

- ・キャンプ場利用者の専用駐車場（3台分）を利用する場合は、駐車場入り口は常に施錠されていますので、解錠してからご利用ください。駐車スペースに余裕がある場合は、キャンプ場利用者以外の車が入るのを防ぐため、必ず施錠してください。
- ・炊事場のシャッター・トイレ・倉庫の鍵を開け利用してください。
- ・施設内にあるリヤカーは自由にご利用ください。

●利用中について

- ・夜間、就寝時間においては、必ず炊事場のシャッターを下ろし、食材等はその中で管理してください。野犬等に注意してください。
- ・2団体利用時のテントの設営場所やかまどの使用については、団体間での調整を行ってください。

●利用終了について

- ・かまどの灰（完全に燃焼した灰）については、指定された缶に入れ、火が消えているか確認してください。缶は必ずかまど付近に置いてください。
- ・施設利用終了時は施設利用報告書（チェックリスト）で必ず責任者が記名し、確認をしてください。
- ・キャンプ場退出時は、チェックリストに従い施設の清掃等を必ず行い、責任者が点検してください。特にゴミ・残材などは必ず持ち帰るようにお願いします。
- ・倉庫内にあるキャンプ用品を使用した場合は、洗浄と個数を確認し、次の団体のために整理整頓しておいてください。リヤカーは必ず施設内に格納してください。
- ・炊事場およびトイレの水が不自然に出ていないか確認してから施錠してくだ

さい。

・利用後 3 日以内にみなとが丘ふ頭公園品川区キャンプ場施設利用承認書・報告書（必要事項記入のうえ）と鍵をスポーツ推進課へ返却してください。

■キャンプ場の施設や備品を破損した場合は、実費弁償をしていただくことがありますのであらかじめご了承ください。

■上記、注意事項などの利用規則を守れない団体に対しては、利用途中であっても即利用中止を求め、次回以降の利用を認めません。青少年の模範となるよう心がけてください。

申し込み問い合わせ

品川区文化観光スポーツ振興部スポーツ推進課

〒140-8715 品川区広町 2-1-36 TEL03-5742-6943

（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 閉庁日：土・日曜・祝日）